

チェックしながら
確認が可能です。

移住支援金対象判定フローチャート

すべてに当てはまること。

- ☐ 長野原町に転入している
- ☐ 転入後5年以上長野原町に居住する意思がある
- ☐ 自らの意志による移住である

いいえ

はい

いずれかに当てはまること。

- ・ 移住前の10年間のうち、通算5年以上
- ☐ 東京23区内に在住
- ☐ 東京圏に在住し、東京23区内に通勤または通学
- ☐ ①+②を合算して通算5年以上となる

いいえ

- ☐ 移住直前の1年間は連続して東京23区内に
在住または通勤している

いいえ

はい

いずれかに当てはまること。

- ☐ ①群馬県または他の都道府県によるマッチングサイトに掲載された対象求人で採用された。
- ☐ ②内閣府が実施する専門人材事業を活用して就業した。
- ☐ ③移住前の仕事をテレワークで継続している。
- ☐ ④群馬県が実施する起業支援金事業の交付決定を受けた。
- ☐ ⑤長野原町が定める関係人口※である。

いいえ

※関係人口の要件

〔支給対象者の要件〕 すべてに該当すること

- ☐ 町内に所在する住宅を取得又は賃貸等していること
- ☐ 申請日時点で申請者が50歳未満であること

〔地域の担い手確保の要件〕

- ☐ 農林水産業に就業する者
- ☐ 勤務地限定型社員として町内に勤務している者
- ☐ 長野原町起業支援補助金の交付を受け、起業した者
- ☐ 申請日時点において、申請者と同一世帯員が町内の認定こども園若しくはその他の保育施設又は町立学校若しくは私立小中学校へ入園又は入学することが決定若しくは予定していること

①、②、③、④に当てはまる

⑤に当てはまる
転入日は令和7年4月1日以降

いいえ

はい

移住支援金の交付対象となる可能性があります。

※詳細な要件をご確認のうえ、申請をお願いします。

交付対象外となります